

第4回あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会議事録

日時平成27年2月25日（水）

午後2時から

場所あま市役所甚目寺庁舎

2階第一会議室

- 1 あいさつ
- 2 協議事項
 - (1) あま市障がい福祉計画策定（素案）についての意見募集の結果について
 - (2) あま市障がい福祉計画（案）について
 - (3) あま市障がい福祉計画概要版（案）について
- 3 その他

1 あいさつ

事務局： 本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは只今から、あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会を開催させていただきます。

今回の策定委員会はあま市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条に基づき公開で開催します。

また、本日は富田委員、服部委員が所用のため欠席との連絡が入っておりますのでご報告いたします。

それでは開催にあたりまして櫻井委員長からごあいさつをいただきます。

委員長： （委員長あいさつ）

事務局： ありがとうございます。続きまして、本日は市長も出席させていただいておりますので、市長の方からごあいさつ申し上げます。

市長： （市長あいさつ）

事務局： ありがとうございます。

最初に本日の資料の確認をお願いいたします。

（資料の確認）

それでは先に進めさせていただきます。これより進行を委員長にお願いします。

2 協議事項

(1) あま市障がい福祉計画策定（素案）についての意見募集の結果について

委員長： それでは早速議題に入ります。協議事項（1）あま市障がい福祉計画策定（素案）についての意見募集の結果について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 事務局による説明（あま市障がい福祉計画策定（素案）についての意見募集の結果について）

委員長： ただいま事務局よりご説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員： タクシーチケットの件ですが合併からもう5年経ちますので、もうそろそろ新しい方式で移動の確保をしていただだけませんか。車椅子では動けませんので、本当に交通手段が必要な

方にタクシーチケットの交付という形で、ぜひもう一度考慮していただきたいです。

市長：ありがとうございます。タクシーチケットに関しては、今のところ交付の予定はございませんが、これに代わるものについて研究している所でございます。今回のこの質問ですと、重度の障がい者の方の移動という事で、重度の障がい者の方がタクシーに乗れるのかどうかという問題も出てきますし、タクシーでなくてもきちんとした移動手段があれば解決できると思います。

それには市単独で行うのではなくて、障がい者に関わる方達のご意見をいただきながら、市内を回るバスや車椅子でも乗れるような車があって、そこには市の職員ではなく住民の力を借りながら回る事が出来るような形が取られれば、そちらの方を選択したいと思っております。タクシーチケットという概念というよりも、誰もが移動手段として使えるような車というものを市民の力、協働のまちづくりとしていけたらという考えの下でやっております。それにはまず27年度の予算から行う巡回バスの試行運転がございます。そのターゲットが、生活の中で車での移動がなかなか出来ない方、要は高齢者、障がい者の方が乗りやすいものを作っていこうという事で巡回バスの試行運転をさせていただきます。

この巡回バスですが、かなりのデメリットがあります。何かと言いますと、他の市町村でも巡回バスが回っておりますが、車で移動すると20分かかる所が、巡回バスだと1時間以上かかってしまいます。そういうことがあるので、試行運転はするのですが、更に充実させるには、市の巡回バスのみではなく、市民や団体の力を借りて、そういった方々に一番ふさわしい移動手段を今後模索していかなければいけないという考えのもとでやっておりますので、答えが出るにはもう少し時間がかかりますが、もう少しお時間を頂けるとありがたいです。

委員：市長さんの仰るように、やはり巡回するので、時間的な部分で乗っている側もかなり大変な思いをするかもしれませんが、ぜひ、当事者の意見も聞いていただきたいと思っております。

市長：我々の考え方と障がい者の皆様の考え方には間違いなくかなりの差が出てくると思っております。私としましても障がい者の方が中心となってやっていけるような形づくりを模索していきたいと考えておりますので、更に障がい者の方のご意見を伺っていききたいと思っております。

委員長：その他、ご意見・ご質問はございませんか。
それでは無いようですので次に進みます。

(2) あま市障がい福祉計画(案)について

(3) あま市障がい福祉計画概要版(案)について

委員長：協議事項(2)あま市障がい福祉計画(案)について、協議事項(3)あま市障がい福祉計画概要版(案)については、関連がございますので一括議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局：事務局による説明(あま市障がい福祉計画(案)について、あま市障がい福祉計画概要版(案)について)

委員長：ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員：いま、知的障がいの子たちのグループホームが割合に方々つくられていますが、やはり地域で生活したいです。障がい者は家族と一緒にではない場合でも、地域でそういう子たちのグループホームを作ってほしいです。ぜひ、市長さんをお願いしたいです。凄くいい所じゃなくてもいいので、地域の人たちや私たちが出入りできるような、子どもたちも、ちょっとお手伝いしてくださる人があれば自分たちでできます。知的障がいの人は身体が動きますから

それはできます。そういう風に、なるべく自立をさせていきたいのです。だから地域で生活できるように支援していきたいです。そういうことをぜひ、市長さんをお願いしたいと思います。

親亡きあとの心配がないような施策を、ぜひお願いします。

市長： グループホームや介護施設も大変重要だと思っております。地域により温度差はありますが、やはり今までは保護者の皆様方、保護者会の皆様方がタッグを組みながら子どもたちの行く末を育てていただいた事に感謝を申し上げたいと思います。

今後につきましても、我々行政だけではなかなか前へ進むことができませんので、私が常日頃から言っております協働のまちづくりという事で、民間企業とタッグを組みながら、そして地元の方、いわゆる地権者の方も含めて色々あたっているところでございます。子どもたちが通いやすい所というのが一番望ましいと思っておりますので、近々またご相談にあがりたいたいと思っております。

少しずつ前に進んでいるのが現状でもありますので、色々な面で安心して、保護者の皆様又は地域の皆様が暮らしていける、障がい者、障がい児の皆様にとって素晴らしい施設が出来る事を私も望んでいる一人でございます。ご協力を賜りたいと思っております。

委員： 資料2の2ページですが、「あま市教育立市プラン」というものが聞き慣れないので内容を知りたいという事と、資料3の5、障害児相談支援はどちらの窓口で相談されているのかをお聞きしたいです。

事務局： 事務局による説明（「あま市教育立市プラン」について）

委員： これは教育課の計画なので、相談もそちらという事ですね。

事務局： 障害児相談については、事業所で相談を受けて頂くという形が多いと思います。

委員： 支援学級の方たちの相談とは違うのですか。そういう方たちの相談はどこに入りますか。

事務局： 違います。それは学校教育の方になります。障害児相談支援は、サービスを使うために相談員さんに相談してケアプランを立てるための相談ですので、一般の支援学校などに行かれている方はこの人数には含まれていません。

委員： そういう人たちはこの中に含まれていないのですか。

事務局： サービスを使っていれば含まれます。要するに、支援学校に行かれた後に放課後デイサービスを使うというのであれば支援プランがありますので使われますが、サービスを使われない方は含まれていません。

委員： 放課後子ども教室が増えるといっていますが、そういうところについては別ですか。

事務局： 別です。障がいを持っていない方がほとんどです。

委員： でも障がいを持っている人は加配がついています。そういうのは含まれていないのですか。

事務局： 当然そういうところに行けない方がサービスを使われる方が多いです。

委員： そういう人たちの福祉は全然この計画の中に出てこないということですか。

事務局： そうです。逆に言うと子ども子育ての計画、そちらの支援プランの中に入ります。

市長： 例えば、あま市教育立市プランの中に入ったり、あま市子ども子育て支援事業計画の中に入ったりします。

事務局： この計画は障がい児・者の方がサービスを使うためにどれだけのサービス量が必要かという事を決めさせていただいているという形になります。あくまでも障害福祉サービスを使う方の事となります。逆に言うと、これを使う事によってお金がかかるという事

です。計画を1つ立てるにしても、計画のサービス料があります。

委員長： よろしいでしょうか。

市長： なかなか住み分けが難しいですね。

委員： そうですね。関わっている私達が分からないから、考えてみたら一般の方も分からないですね。

事務局： 当然、支援学校に行かれています方は微妙です。サービスを使ったり、児童クラブの方へ行かれたりというのは微妙なところで使ったり、使われなかったりすることがあると思います。その辺は相談があって、その子どもさんが行きやすい場所、居場所がどこでできたらいいかということで、児童クラブに入るのか、放課後デイサービスという障がいの施設に行かれるのかは、それぞれ相談を受けた時点でどちらに行くのかということになります。

委員： そういう相談窓口というのは、どちらにあるのですか。

事務局： 相談窓口というのは、社会福祉協議会でやっている相談支援というもので、あま市から委託した相談員が3名います。

委員： 子育て支援課ではなくて、そちらになるのですか。

事務局： 窓口でも構いません。社会福祉課の窓口でもいいですし、相談員はひまわり作業所の1階の事務室に3人いますので、電話をいただければ当然訪問します。

委員： どこに相談に行っていけばいいか、よく聞かれるのです。

市長： もう一つ、学校関係ですと教育相談センターというのがあります。そちらの方に相談しますと、どこか紹介をしてもらう形になっております。教育センターの方は甚目寺会館の中に入っておりますので、学校関係だと相談していただければと思います。

委員： そこまでは行っていらっしゃるようで、その後の事を悩んでいらっしゃるようです。

事務局： 役所の社会福祉課に来てもらうか、電話をしていただければ訪問もします。

委員： 先程、市長さんからグループホームのことを考えていただいているということで、嬉しく思っています。先日、弥富の里の専門支援員の方を招いて、グループホームについての話を伺ったのですが、弥富の里は3つグループホームがあって365日、開所しているそうです。ですが、愛西市のグループホームや他に作られているグループホームを聞きますと、大体、月曜日から金曜日までのところが殆どで土日は自宅で過ごすということになっているみたいです。

親が元気なうちは土日に面倒もみれて、行楽に連れて行くこともできますが、親も自分が介護してもらわなければいけない状態になった時や親亡き後は、やはり兄弟には世話になることができません。兄弟も昔みたいに5、6人もいれば面倒をみてもらえるかもしれないですけど、1人か2人しかいない兄弟ですと、その子達の生活が精一杯です。働きにいかないといけないし、家族があるので、なかなか兄弟に面倒をみてもらうことができないと思います。ですから、グループホームを作っていただいて、最初のうちは月曜日から金曜日までとしても延長線上に365日開所していただくと考えていただけたら嬉しいです。

市長： ありがとうございます。先ほども申し上げましたように、行政だけでグループホームを行う事は大変難しいと思っておりますので、民間の力を借りて、そこで協議をしてよりよい施設にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長： その他、よろしいですか。はい、どうぞ。

委員： 自分も長年障がい者をやってきましたが、一番のスタートはやはり相談事業です。い

かに情報が入ってくるかということです。昔から衣食住足りてということもあります。それで、51 ページの障害者総合支援法に基づくサービス体系ということで、その中で、やはり地域で生活していこうと思うと自宅を確保しないといけない。51 ページの中で住宅入居等支援事業と謳ってあります。その中で身体障がい、知的障がい、精神とあって黒丸はやっているということだと思います。その結果ということで、59 ページの地域生活支援事業の見込み量、こちらの方へいきますと住宅入居支援事業の有無ということで、27 年度、28 年度、29 年度が無しになっています。51 ページは実施します、59 ページは実施しませんとなっていますが、どうでしょうか。

事務局： 51 ページは障害者総合支援法に基づく体系図ですので、こういうのがありますということ。あま市はあくまでも 59 ページですので、申し訳ございませんがあま市としては住宅入居支援というのは、やっておりませんという形です。当然、相談は受けませんが、事業の項目としてやっていますと手を挙げていることではないです。

委員： 要するに、支援はするけど前面ではしませんということですか。

事務局： 補助金の体系であるものですから、補助金を受けてやっておりますということではやっておりません。

委員： わかりました。

それから、何とか地域で生活したいなということでサービス料の問題になってくると思います。我々の仲間でも、単身で生活している人がおります。そういった場合に、過去の事とこれからのこと、33 ページの現状と課題の中で、表の下の方ですが、平成 24 年度、25 年度、26 年度の利用実績を見させていただきました。その中の 54 人ということで、利用時間を 1,134 時間使っていますということです。単純に割らせていただくと 21 時間です。それから、54 ページの方で 27 年度、28 年度、29 年度で 80、90、100 と書いてある。その中で例えば 27 年度、1,205 時間を 80 で割らせていただくと、15 時間。24 年度は単純計算ですが 21 時間です。実績的にこちらの方でいきますと、15 時間弱。今後、地域で当事者の方が地域で生活するとなると、サービス時間が減っていくという事です。これについて、説明をお願いします。

事務局： 前日もご質問をいただいたと思うのですが、あくまでも実績でございまして、週に 1 時間しか使わない方もいらっしゃいます。延べ人数を時間で割るとそういう形になっておりますが、給付制限等は設けておりませんので、サービスを求められた場合はそれだけの給付をしておりますので、困っている方はいないと思います。そういう形ですらいいでしょうか。

委員： 先程、24 年度は過去のものと言われていました。この時は、利用実績という形で単純に 21 時間。ただし、26 年度では 15 時間ぐらいまで、要するに時間数が減っていますということです。なおかつ、今後、実施される計画の中でも 15 時間ぐらいしかできませんということだったので、どうなのかという思いで質問をさせていただきました。

事務局： 一応、サービスを希望される人数がこれぐらいあって、希望される時間もトータルするとこの時間ぐらいにしかならないと考えております。逆にもっと欲しいと言われれば、増えていく可能性はありますが、現状では 15 時間ぐらいしか利用の申し込みがないということですので、現状ではそういう形です。

委員長： 確認しますが、意図的に減らしたわけではなくて要望に応じて実績を出すという結果になりましたという説明ですか。

事務局： はい、そうです。

委員： 資料2と3の関連ですけど、2の関係で64ページ、資料3の関係で7ページです。資料2の63と64が1ページにまとめられた感じだと思います。ただし、これだけ見ていると例えば、2の点検と評価体制をどうするのかと思います。それで、64ページの障害者総合支援協議会、こういう機関で評価をどうしていくかという図を概要版にも入れていただきたいと思います。

事務局： はい、図を入れて欲しいという意見がありますので構成を少し変更させていただいて、このあたりに表を組み込ませていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長： その他、ありますか。はい、どうぞ。

委員： 24ページの災害時の避難。1人で避難できるかどうか、家族が不在時に近所で助けてくれる人がいるかどうか、ある方は2割です。やはり、災害時の避難というのはままならないこともあります。仮に避難ができてヒアリングのところ、29ページの下の方、災害時の支援について具体的に検討して欲しいというのがありますし、32ページの七宝障害児(者)を持つ親の会のところにも、災害時の避難、避難所での心配が大きいとこういったところで心配をされる方が非常に多いです。やはり、そういった時の対応を充実させる必要があると思います。

事務局： 貴重なご意見、ありがとうございます。当然、災害時の行動要支援者名簿についても作らないといけないので、その下準備をしている段階です。それから、障がい児・者の方の避難所での生活等については、総合支援協議会という大治と一緒にしている協議会の中で、避難所での過ごし方とかそういったものを勉強しています。たとえば、聴覚障がい者の方が作られた避難所での過ごし方、避難所でこういうことをやってほしい等、だんだん色んなところから出てきておりますので、そういうのを参考にしていきながら、私たちも「災害24時」ということで障がいのある方が避難した時にどういうことに困るかというのを冊子にはしております。順番にPRをしながら進めていきたいと思っております。

委員： あま市に避難訓練はないのですか。避難訓練をもう少しやっていただけないかと思えます。大変だという話は聞いているので、どこに避難するのかとどのぐらいの時間がかかるのか、それと食料やトイレの問題等があります。同じトイレに行けないとすると、困りもしていただかないと大変だという話も聞きます。そういう事も詰めてやっていただきたいなと思えます。

事務局： たまたま、去年の防災訓練の時にはこのパンフレットを利用して、避難してみえた方にそういう説明をしました。防災ネットさんと共同でやりましたので、防災ネットさんの方でトイレをどうやって作ったらいのかとご紹介があったりしました。避難訓練の中では少しずつ障がい者の方がどういうことに困るからこういう事をやって欲しいというのはやっております。その中である避難所では、障がい者の方が避難するのを手伝うというのがあるのですが、なかなか全員の方には難しいものです。少しずつ広がっております。いずれはそういった事が少しはできると思います。

市長： 去年、障がい者の方を想定して健常者の方が障がい者の方をどのような形で避難所まで誘導するかという訓練をやらせていただきました。障がい者の方が直接、訓練することはなかったのですが、27年度は総合防災訓練を3か所でやっていますけども、それを5か所にして少しずつ身近にさせていただく方法をとらせていただきます。その時に、またお声をかけさせていただきながら、訓練に参加していただくこともあると思えます。

もう一つは、地区ごと大字単位で自主防災会が訓練をしておりますので、そういったところにもご参加いただけるような仕組みを作っていくと、さらに身近な防災に対しての心構えができるのではないかと考えております。ぜひ、そういった形も地区の方へ注文をしていきたいなと思っております。

委員： 高齢者が多くなってきたのですが、その問題もあります。

委員： たまたま、私はグループホーム第1、第2がある関係で、毎月のように参加させていただいております。そこで、防災訓練をされた際の失敗談を施設長からお話いただきました。

3階からエレベーターが使えずに、2階に下ろすのには想定していた30分が1時間以上かかったと。あるいは、その過程として1人が見当たらないものだから職員が探しに回り、1時間以上かかっても隠れた場所を見つけることができませんでした。消防署にも、もちろん協力をいただいて火災のホースをかけたところ、ちょうど夏場だったから窓が開いていて、ベッドまでびしょびしょになっていました。

一つの訓練をするにあたっては、徐々に慣れていくのだけれども1回、2回とその中においてやらなければいけないことは分かっているのですが、その職員自身がパニックを起こしてしまう。システムもちゃんとできているのですが、それに基づいて順序よく職員に再教育をいたしますというご報告をいただきました。例の1つではございますが、失礼ですが障がいを持つ方は大変だなと、患者さんもそうですが、職員も大変だということを痛切に感じましたので、ご報告させていただきました。

委員長： その他、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

委員： いいですか。来年の4月から障害者差別解消法という法律が施行されます。それで、計画の中に書いてありましたが、啓発をしませんと書いてありました。やはり障がいの理解とか、全てを理解しなさいといっても無理でしょうが啓蒙や理解促進とか。27年度、28年度、29年度実施しませんとなっています。

障がいを持っていることを知ってもらう、先ほどの災害の問題もありました。障がいの事を知ってもらっていただいたらひょっとしたら助けてもらえるケースもあります。我々も近所との付き合いの中でコミュニケーションをとりながら、行政として障がい者の理解促進啓発事業をお願いできないかなと思っております。

事務局： 40ページにその内容が載っておりまして、障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行うものです。

これも、事業的なもので補助金をいただいてやる事業を、やらないだけありまして、実際には啓発活動をしております。申し訳ないですが、表に載せる時にはどうしても活動的にどうなっているのか、補助金をもらって行っているわけではないので、形的になしということになっております。実際にはやっておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。地域生活支援事業という項目がありまして、それにはそれぞれの補助金があります。その段階で、あると手を挙げるとその事業を全部やらないといけないものであり、項目が細かく指定されるので、それとしては、あま市としてはやっていませんという形です。実際としては、啓発活動は当然やっておりますし、虐待の関係や今回の差別解消法も当然、やっていかなければいけないことです。

委員長： その他、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

委員： 最初のタクシーチケットのことについては、理解しました。今、私は公共交通の委員

会の方で出していただいています。本当なら春に走るということが10月、11月になったということと週3日ということで、バスについては障がい者も乗れる、車いすごと乗れるということにさせていただけるようですが、週3日で本当に足が確保できるのかということがあります。

また、運転手が、車いすの方を補助しなければいけないということですので、できるだけ自分たちで助けてと、協会もできることがあればと思います。そういう公共のものと一緒に乗せていただいているものなのか、何をしたらいいものなのか分からない感じがあります。

行政の方で、そういう団体があるのであればこういう事で協力できないかとか相談できるような窓口があったら私たちもできるようなことがあれば、やっていきたいと思えます。

市長： 巡回バスはまずは試行運転でやりますので、まずはどのような形で運行するのがいいのかという部分で限られた財源の中で持続可能な交通体系を持ちたいということがございます。

まずはあま市の中心部を走らせませす。ですから、あま市の東西南北の市境、町境の方にとっては、不便なバスでございます。何を言いたいのかということ、バスはあま市内しか走りません。けれど、あま市を見てもみますと、例えば南の方の方ですと、蟹江に行ってしまう。そうすると、蟹江までバスが行かないものですから走らせても乗らないという現状があります。西の方はどうかということ、買い物とかは愛西市の方へ行ってしまう。そういった現状を踏まえて、まずは中心部を走らせませす。そこで、協議をした上で南も欲しい、もっと来てくれと言うと、そこで協働のまちづくりで地域の方の助けをいただきながら、10分から20分で行けるところを巡回バスだと1時間かかって行きますので、そういったことがないような形を作っていく協議を想定しております。その中で障がい者の方々だけのバスができたならもっといいのではないかというのが私の考えです。まだまだ協議が必要だと思えます。

試行運転をすることによって、何がプラスなのかマイナスなのかということきちんと把握をした上でやっていかないと、他の自治体を見ると1億円以上を巡回バスにかけているところがあります。それでも空のバスを運行しています。乗っていただけるようなバスの運行の仕方、そして持続可能なバスの運行の仕方をしていかないと皆様方からいただいた税金ですので、空のバスを動かす為に5,000万円だとか、かけるわけにはいきません。まずは試行から始まって、検証をして更に皆様方にご相談をしながらいい運行の仕方があればしますと、そういう考え方で進もうと思えます。

委員長： 名鉄バスに乗りましたら車いすの方がいて、運転手さんが降りてきて、サポートをしていました。あれは例外なくやっているのでしょうか、そこまでは聞いていないのですが。

委員： 10年前に万博がありました。その以前に名古屋に低床バスを走らせてほしいと、名古屋市交通局や名鉄と協議させていただいて、進めてきました。万博がかなりの転機になりました。

名鉄も当時ようやくそういうバスを入れられたりして、津島線を走っています。また、大曾根からガイドウェイバスもリフトを使いますということで、当初は構造が低床バスではなかったのです。名古屋市内で低床バスになったのは60%くらいです。車体構造が変わってきたとは思いますが、名古屋市はバスだけではなく地下鉄等の鉄道関係がか

なりあります。

行くときは甚目寺、エレベーターで電車に乗り帰りは大里の駅を使います。その時に名古屋駅であれば電車を1本か2本ずらしてくださいと言われます。ホームと電車に少し段差がありますので走行板を使って乗ってください、で大里駅に降ろしてくれる。行くとき、大里から乗車しますと、一宮から乗っていただく。それであれば甚目寺を超えます。家族に送ってもらったりします。やはり、公共交通が充実すれば障がい者の社会参加も当然しなければいけないし、通院も買い物、誰でも住んでいる方はまちに出られないかなという思いがあります。

委員長： その他、何かございませんか。

今回の案につきまして、皆様からの貴重なご意見をいただきましたし、修正等もありますけども、修正等に関しては事務局に一任する形で進めたいと思いますが、よろしいですか。

委員： 異議なし。

委員長： それでは、そういう形で進めさせていただきます。貴重なご意見をいただきましたので、そういうものを含めた本案をもって当委員会の意見としたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまをもちまして、委員長の重責を果たすことができましたことに御礼を申し上げます。本日は市長がおみえになりますので、ここで委員を代表させていただきます、市長へ本計画書を提出させていただきます。

～計画書提出～

市長： (市長あいさつ)

委員長： ありがとうございました。

3 その他

委員長： 本日の協議事項は全て終了いたしました。(3) その他について、委員の皆様方、何かございますか。

事務局より、何かございますか。

事務局： 委員長をはじめ、委員の皆様には長きに渡り、本計画に向けたたくさんの貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

製本いたしました計画書につきましては、皆様方にお送りさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員長： それでは、これをもちまして本日のあま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会を閉会いたします。長時間に渡り、ご協力ありがとうございました。